

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定のうえ、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施するので、下記のとおり告示する。

令和5年8月21日

釧路市長 蝦名大也

記

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 業務名 釧路市採用力強化・情報発信事業業務委託

(2) 業務概要

大学生が利用する就職支援サイトに、これまで経費上の問題などから未掲載であった市内企業の情報を掲載することで、学生と市内企業とのマッチングを促進する。

(3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月17日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 新規学卒者を対象とした就職支援サイトを有していること。

(2) 他の地方公共団体において、企業情報発信業務の受託実績を有する者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。

(5) 告示日から受託者特定の日まで、国、都道府県、釧路市及び釧路市以外の地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。

(6) 法人税（国税）及び法人住民税（本業務を実施する事業所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税）について、未納がないこと。

(7) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。

3 担当部署

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市産業振興部商業労政課商業労政担当（担当：中村）

電話番号：0154-31-4548

4 参加表明書の提出等

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び関係書類を提出しなければならない。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（別記第1号様式）

(イ) 参加希望者申告書（別記第2号様式）及び申告書に記載のある添付書類一式

イ 提出期間

令和5年8月21日から令和5年8月31日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで

ウ 提出先

3 担当部署に同じ

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）によることとし、FAXや電子メールによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出期間内に提出先に必着のこと。

- (2) 公募型プロポーザル方式参加表明に関する書類は、3 担当部署においてこの告示の日から配布する。また、釧路市役所ホームページにも掲載する。

- (3) 参加表明書及び関係書類を提出期限までに提出しなかった者は、公募型プロポーザル方式に参加することができない。

- (4) 提出された参加表明書及び関係書類により参加資格の審査を行い、審査結果を別途通知する。

- (5) その他

ア 参加表明書及び関係書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された参加表明書及び関係書類は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された参加表明書及び関係書類は、返却しない。

5 企画提案書の提出等

- (1) 4(4)の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（別記4号様式）

イ 提出期間

令和5年9月4日から令和5年9月15日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで

ウ 提出先

3 担当部署に同じ

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）によることとし、FAXや電子メールによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出期間内に提出先に必着のこと。

- (2) 公募型プロポーザル方式企画提案に関する書類は、3 担当部署において配布する。また、釧路市役所ホームページにも掲載する。

- (3) 提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。なお、ヒアリング審査の日時、場所等は別途通知する。
- (4) ヒアリング審査に参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
- (5) その他
 - ア 企画提案書及び関係書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書及び関係書類は、提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された企画提案書及び関係書類は、返却しない。

6 最良の提案をした事業者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした事業者（以下「特定者」という。）を選定する。

7 契約手続

特定者を見積徴取の相手方に決定したときは、別途釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という。）の規定により契約手続を行う。

8 契約保証金

契約規則第30条第6号及び釧路市契約規則の施行について第3章第1節4規則第30条関係第2号アに基づき免除する。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) ヒアリング審査結果及び特定者名は公表する。
- (2) 公募型プロポーザル方式において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 詳細は、別紙「釧路市採用力強化・情報発信事業業務委託に係る企画提案募集要項」による。

※ 本告示についての問い合わせ先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市産業振興部商業労政課商業労政担当（担当：中村 樹）

電話番号：0154-31-4548